

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和2年6月23日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SACCS島田 島田市阿知ヶ谷字欠下63-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エス・ティ・シー・サービス 藤枝市瀬戸新屋160-3 代表取締役 岡島佑樹

株式会社ノジマ 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1 代表取締役 野島廣司

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名及び名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社エス・ティ・シー・サービス	代表取締役 岡島謙次	代表取締役 岡島佑樹	令和元年6月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
小売業者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
マックスバリュ東海株式会社	駿東郡長泉町下長窪303-1	浜松市東区篠ヶ瀬町1295-1	令和元年11月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和2年6月15日